

第2回 第十一次東大和市男女共同参画推進審議会 会議録

日 時 令和7年9月30日（火曜日）午後7時～ 8時30分
場 所 中央公民館301学習室
出席委員 西委員、渡瀬委員、後藤委員、太田委員、岡田委員、檜山委員、島津委員、
濱田(綾)委員、濱田(裕)委員、水落委員
欠席委員 古賀委員、鈴木委員
事務局 市民生活課長、総務係
会議の種別 公開
傍聴者数 0名
会議次第 別紙のとおり
配付資料

（資料1）男女共同参画推進審議会委員の意見・質問に対する各課回答表

（資料2）第三次東大和市男女共同参画推進計画令和6年度進捗状況のまとめ

（資料3）委員会等における女性の参画状況（令和7年4月1日現在）

（資料4）意見書

1 開会

会 長：それでは、7時を回りました。定刻となりましたので、進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、会議に先立ちまして、事務局から会議の進行についての発言の申出がありました。発言することにご異議ございませんでしょうか、よろしいですか。

異議ないようでございますので、事務局、よろしくお願いいたします。

事務局：それでは、会議の進行について、事務局のほうから説明をさせていただきます。

例年、会長の事務負担を抑えるために、会議の進行につきましては、会長と副会長が交互に行ってまいりました。例えば第1回目は会長、第2回目は副会長、第3回目がまた会長という形で、このような形で交互に行っておりまして、今年度につきましても、引き続き会長と副会長が交互に会議の進行をしたいと考えております。

委員の皆様、こちらについてお諮りいただき、ご承認をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

会 長：ありがとうございました。

事務局から司会の進行についてのやり方について説明がありました。進行につきまして、私と副会長が交互に行うということについてお諮りしたいと思います。異議ございませんでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長：よろしいですか。

委 員：私、2年間ずっと休んでいましたけれども、その前はずっと会長がやっていたんですけどもね。正確に言えば、こういう会議というのは、会長に何かあったときに副がつくと、一般的にはそうなっているんですね。

なので、事務局の方にちょっとお尋ねしますけれども、何でこういう形、長年ずっとやってきたあれを。正副と交代にするようにしたのか、ちょっとご説明いただければありがたいと思いますけれども。

事務局：前回の審議会、十次のときにそのような形にさせていただいたんですけども、事前に説明させていただいたとおり、会長の事務負担というのを軽減させていただくために、そのような形を取らせていただいたというところです。

以上です。

委 員：会長の事務負担って、私も会長をしましたけれども、そんなにハードになったんですかね、その2年間でね。

事務局：結局のところ、皆様と同じ会議で、皆様と同じ報酬でやらせていただいているんですけども、要は会長、副会長が皆さんに比べてやっぱり事務負担が大きいのではないかと、ただ、会議の代表ということもありますので、そこはある程度、会長、副会長の立場というのも十分把握しておるところですけれども、やはり事務負担というところを軽減させていただきたいということで、十次のときにお諮りさせていただいて、ご了承いただいたという。

委 員：そういう申出があったんだね。会長、副会長、前回の。

事務局：申出があったかどうかはちょっと把握していないんですけれども、そのようなことで十次のときにやらさせていただいて、特に委員の方からもご指摘もなく、つつがなく行わせていただいていたので、であれば、今回十一次のときも。

委 員：いいです。全然構いません、大丈夫です。

事務局：はい。

会 長：よろしいですか。すみません、ちょっと私の進め方が、先にご意見を聞かなきゃいけなかったところですが、一応賛成多数ということで、今回も交互にということで、頼りない私よりはきちっとやっていただけたと思いますし、よろしくお願いいたします。

それでは、こういう形で進めさせていただきたいと思います。

前回、私でございましたので、今回は副会長にお願いしたいと思います。

それでは、バトンタッチをいたしますので、よろしくお願いいたします。

副会長：よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから第2回第十一次東大和市男女共同参画推進審議会を開催いたします。

本日の委員の出席について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局：それでは、本日の委員の出席について報告をさせていただきます。本日は、古賀礼子委員、鈴木富雄委員が欠席の連絡を受けております。また、太田幹人委員から15分程度遅刻と連絡を受けておりますので、報告いたします。

本日の審議会は、東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例第25条第2項に基づき、本日の出席委員が現時点で12人中9人で委員の過半数が出席していることから、会議が成立しております。

事務局からは以上です。

副会長：ありがとうございました。

それでは、続きまして、傍聴人についてですけれども、本日は。

事務局：ございません。

副会長：ありがとうございます。

傍聴の申出がなかったということですので、それでは、審議のほうに移りたいと思います。

2 審議事項

副会長：こちらの審議事項のところにもありますように、1番、審議事項、第三次東大和市男女共同参画推進計画令和6年度年次報告の答申について審議を行いたいと思います。

それでは、事務局のほうご説明をお願いします。

事務局：それでは、資料1をご覧ください。

資料1は、第1回審議会の後に、委員の皆様にご提出いただいた意見書を取りまとめたものです。事務局で委員の皆様にご審議いただく上で確認が必要だと判断したご質問については、担当部署に回答を依頼しております。また、いただいた事業に対するご意見についても、担当部署に周知しております。空欄の部分は、特に意見がなかったものになっております。

本日の審議会では、委員の皆様にご審議いただければと思います。資料1でいただいたご意見を中心に、委員の皆様にはご審議いただくことになるかと思います。

本日は、目標ごとにご審議いただき、答申の骨子についてこの場で固めていただきたいと思います。具体的には、今回答申に入りたい意見や盛り込みたい内容、評価したいものについてご意見を出していただければと思います。本日の審議会で固めた答申の骨子を踏まえた上で、次の審議会で答申案をお示しできればと思っております。

審議に入る前に、何点か修正事項がありますので、お伝えします。

まず、資料3の委員会等における女性の参画状況の調査票をご覧ください。

資料3の女性委員数の割合について、連絡会議の内容として示したのは30.8%でしたが、各課からの回答が終わり、通知が固まりました。そこで、確定された数字は32.6%でした。

続きまして、資料2の令和6年度の推進状況のまとめをご覧ください。

7ページの主な事業⑩で、実施状況の中ですが、今年度という表記がされていたんですけれども、こちらのほうを今年度ではなく、昨年度から引き続きという文言に修正しております。

委 員：どこですか。

事務局：7ページの⑩番。

事務局：左から3列目に、番号が振ってあるかと思うんです。左から3列目に、主な事業というところがあって、そこに一旦通し番号を振らせていただいているんですけれども、その通し番号の16番。

会 長：一番下の行ですよ。丸印があって、右から3番目の箱の中ですよ。

事務局：はい。

委 員：それが、下から2行目が、昨年度から引き続きに修正されているんですね。

事務局：そうです。

委 員：大丈夫でしょうか。

委 員：どこですか。

事務局：7ページ目の左から3列目のところに。

委 員：右下から3つ目の箱。

事務局：主な事業は、16番です。16番は、恐らく今、産業振興課と地域振興課で分かれていると思うんですが、そちらの地域振興課の列のほうになります。こちら、右から3枠目というんですかね、ブロック目というんですかね、国や東京都等が実施する研修会や交流会等の情報と書いてある文言の、4行目ですね。昨年度から引き続きSNSでの情報発信を行ったと書いてあるんですけれども、こちら、申し訳ございません。今年度からと書いてしまっておりまして、訂正前は書いてありまして、それを修正して、昨年度からに修正をさせていただいておりますので、今回お配りしたものは修正後のほうの。

委 員：これで合っているということだね。

事務局：はい。こちらに修正をしましたという形になりますので。

委 員：そういうことね、了解しました。ありがとうございます。

事務局：ごめんなさい。次もそのような形で、修正後なんですけれども、どう修正したかをご説明させていただきますので、申し訳ございません。

前回のところで、資料４－４でお配りしているものから、今回資料２で、変わったところのご説明をさせていただきます。

事務局：次に、８ページの主な事業、１８番の狭山公民館の実施状況及び今後の課題のところなんですけれども、以前、４－４の資料では、延べ参加者数２９人、男性８人、女性２１人というふうに書いてあったんですけれども、今回全員女性で２１人ということで修正しましたので。

委員：もう訂正してあるんだよね。

事務局：はい。

委員：そうですね、じゃいいや。

事務局：その隣の今後の課題についても、丸々違っていたので、その内容も変わりました。

次に、１０ページの主な事業、２１番の実施状況も、防災ウーマンセミナー受講会参加人数なんですけれども、こちらが令和５年度の数字のまま載ってしまっていて、６年度の受講申込者人数は２８人で、当日の受講参加人数も２８人となっております。

続きまして、２５ページの主な事業、４９の実施状況の②の部分なんですけれども、こちらのほう、内容がちょっと抜けていましたので、こちらに、中学校において、保健体育の男女共修を実施しているという文言を追加しております。

修正したところについては以上になります。大変ご迷惑をおかけしまして、申し訳ございませんでした。

目標１「ともに個性と能力を発揮できる社会の実現」について

事務局：それでは、目標ごとに審議を行います。

目標１から始めます。資料１のほうにお戻りください。目標１、ともに個性と能力を発揮できる社会の実現についてです。

既に目を通していただいているかもしれませんが、審議を始める前に、改めて資料１の目標１の内容をご確認していただければと思います。目標１は、１ページから８ページまでです。３分程度お時間を設けますので、目標１の内容をご確認ください。

— 内容の確認 —

事務局：それでは、３分ほどたちましたので、資料１の目標１について、ご意見や評価していただいた内容をかいつまんで説明していきます。

まず、課題１についてでございますが、１ページ目をご覧ください。

保育園の需要に対する配置や待機児童ゼロといった取組及び学童保育所の新規開設について、複数の委員より評価をいただきました。保育園、学童保育所につきましては、引き続き保育者の要望に合った配置及び子供たちの居場所づくりの充実を望むというご意見もいただきました。

一方で、令和７年度に閉園したかるがもについてのご意見も多く、今後の一時預かり事業について、委員の皆様の関心の高さを伺えました。

また、高齢者及び介護者の相談支援事業のさらなるサポート体制や、人材育成の支援の拡充

を望むご意見がございました。

課題2では、女性だけが負担にならないような施策を図るというご意見がありました。

また、職場環境へのアプローチは、男女共同参画社会の実現に向けて大切な取組で、さらに評価を上げるために前向きに取り組んでほしいというご意見をいただきました。

課題3ですが、全体的なご意見として、高齢者サービスについては、さらなる包括支援センターの充実を期待し、労働意欲のある高齢者に対して、シルバーセンターだけでなく、生きがいとなり得る活動、働ける環境づくりを期待したいというご意見と、またボランティア活動の周知と募集が不足しているのではないかとご意見をいただきました。

防災分野への女性への参画のところでは、防災分野（防災訓練や避難所運営）の地域活動に関わる取組をさらに充実していただきたいというご意見をいただきました。

以上で、目標1についての説明を終了いたします。

それでは、目標1についてご審議していただき、答申の方針についてこの場で固めていきたいと思います。

副会長：先ほどの資料のところも、皆さんよろしいですか。過失があったところとか、修正があったところで、ちょっと戻しちゃいますけれども、資料の2については、もう既に直っているというお話でした。資料の3については、数値が変わっていて、ここの裏面の一番下から3行目の合計のところの数字が異なっているということで、こちらも修正済みということでお話があったかなと思います。

修正のところについては、大丈夫ですかね。

それで、今回1回目ということなので、こちらの骨子の作成については、今、分量的には1が多いですね。なので、ちょっとこのところについては、ざっと見ていただいて、ご自身のコメントがまず入っているかどうかというご確認とともに、今日、特にこのところは外せない論点だということと、それと事前のところではコメントしていなかったんだけど、このところをもうちょっと言いたかったという、そのプラスのところですね、大きく2つについてご意見をいただくことになろうかと思います。

それでは、どの方向からでも結構ですので、今後作成していく答申の骨子について、今のようなもの等々、ご意見あればお願いしたいと思います。

それでは、ご意見のある方、すみません、挙手でお願いします。

会 長：課題ごとにいきますか。

副会長：そうですね。じゃ、ちょっと区切っていきましようか。

課題の1番ということで、こちらワーク・ライフ・バランスを実現する子育て・介護支援ということで、資料でいいますと、1ページ目から3ページまでということで、特に施策の方向性①のところでたくさんご意見を上げていただきましたけれども。特にこのところは、ちょっといい忘れちゃったんだけどもみみたいな、いかがでしょうか。

評価する点というところで、待機児童ゼロというところの一番上のところはありませんけれども、それ以外のところで、かるがもの閉園というところで複数のご意見があったりですか、また介護環境の整備のところでもご意見をいただいていますけれども、どうでしょうか。

お願いします。

委 員：かるがもについては、ご意見を表記させていただいてあったんですけれども、施策の方向性1で、まず③で、子家センの1、2、3なんですけれども、3についての情報、周知をもっとしっかり充実させていただきたいというのを、再度ご意見として上げさせていただきたいと思います。

次ページなんですけれども、(2) 父親の家事・育児等への参画促進で、父親のハンドブックの配布または両親学級を、両親学級はいいのですが、この父親ハンドブックの関係、こちらのほうもせっかくハンドブックを配布しておりますので、こちらのほうもさらなる周知をしっかりとさせていただきたいなと思って、やっぱり情報が届いていないご家庭というのがなぜか一定数ありますので、ぜひさらなる周知をお願いしたいと思います。

さらに、情報の周知なんですけれども、あとは(4) のファミリー・サポート・センター事業(さわやかサービス)ですね。こちらのほうも、こちらと⑦の1から6、こちらのほうもぜひ周知を、皆さんが知るようにしっかりといただければいいなと思います。特に、公民館でされているこの交流会というのは、私も見学させていただいたことが何回もあるんですけれども、とてもいいものばかりですので、多くの市民の方がお子さんを連れて参加できるように、いろいろなところから周知をしっかりとお願いしたいと思います。

以上です。

副会長：ありがとうございます。

今、複数のところについて、さらなる周知というところに関わってご指摘いただいたんですが、ちょっとすみません、確認をさせていただきたいと思います。

資料1と2と併用しながらですけれども、資料1のところを見ますと、最初にご指摘いただいたのは、主な事業でいいますと、丸何番でしたっけ。

委 員：まず、③ですね。

副会長：③のところで、ご意見のところで、事前に上げていたけれども、追加でということで。

委 員：はい。あと、次ページの③と④です。事業は。

副会長：③と④、主な事業で、ありがとうございます。

委 員：③、④で、次に続くなら、5、6、7、もう全てですよ、すみません。

副会長：このところで、特に2ページ目のところの(2)の主な事業④の①にある父親ハンドブックの配布についての周知だったり、それから、施策の(4)の主な事業の⑥の具体的な取組のファミリー・サポート・センター以降のところ全て、⑦も含めて、さらなる周知ですとか、いろんな魅力的な事業があるから、ここも骨子の中に入れて強化できるといいのかなと思う。

委 員：特に、ファミリー・サポート・センター事業はいろいろありますので、ぜひ周知していただきたいなというふうに思っています。

副会長：ありがとうございます。

今のご意見に関連して、何かご意見ある方、いらっしゃいますか。

委 員：今の周知徹底という話では、私もこれで出しているんですけれども、目標1から3、全般についての、非常にいいことをたくさんやっているんですよ、それが市民等にきちんと伝わっていないような気がするんですね。だから、全般についてのところで私の意見で書いていますけれども。ホームページやSNS等でやっているんでしょうけれども、もっと若者が見るような、

例えばT i k T o kとか、今はやりのいろんなメディアで発信できないかなという気はしているんですけどね。

今のやり方だったら、なかなか、ホームページがいいかどうかは分からないんだけど、もちろんやっていますけれどもね、東大和は。SNSという中では、これはいろんながありますので、具体的に何か若者の心をつかめるようなPRの方法、パネルとかいろいろやっていますよ、なかなかいいことをいっぱいやっているのに、周知徹底していないような気がします。だから、もっとその辺を皆さんが、今はスマホ等で若い人は見えていますから、何かそういうところに入り込めないかなという気はするんですね。

あまり詳しくないんで、それ以上言えないんですけども。せっかくいいことをやっているのに、周知徹底がちょっとされていないんで、もったいないなと思っています。

副会長：ありがとうございます。

今、委員からも周知徹底の方法ということで、現代的な方策でということで、まずこちら辺のところをこの骨子の中でも何かアピールできないかというご意見だったかと思います。

今、課題の1番、委員、今目標1の課題の1、ワーク・ライフ・バランスを実現する子育て・介護支援のところでご意見をいただいています。

委 員：ありがとうございます。

副会長：資料の1番と2番を併用しながら進めますので。ありがとうございます。

委 員：こちらのほうにも載っているんですけども、LINE等のSNSで、すごい今、周知をされているんですけども、やっぱりちょっと、多分加入率がまだ低いんじゃないかなと思っているので、こちらの加入率アップを図るように、どうにか働きかけられないかなというふうに思うんです。いや、もう本当に毎日いろんな情報が届くんですね。親切に、欲しい情報というのを最初に選択できるので、やたらめったら情報が送られてくるわけではございませんので、こちらでも何かもっと、すごい東大和市はきっと早く着手してくれたんだろうなと私は感謝をしているほうなんですけれども、これをもっと周知して、加入率を増やす方向にしていけたらいいのかなと思います。

副会長：ありがとうございます。

何か、解決のヒントが見えるようなご意見、ありがとうございます。

そのほか、もしございましたら。課題の1のところです。

委員、お願いします。

委 員：ありがとうございます。

今、お二方からご意見いただいたところに賛成なんですけど、前回の多分答申で、目標1を進めていく中で、毎回情報発信とか、周知が話題になっていたんで、前回多分、はじめにみたいところで、計画全般について、周知について触れていただいたと、今、ちょっと答申のほうを見て思い出しているところなんですけど、そんな形で、今、委員も目標1から全般について情報発信とおっしゃっていたので、やっぱり何かそこは変わらず、共通する計画全般についてというところで、持ってきたらいいかなというふうに思いました。

委員からあったような、この多分、情報発信とか周知みたいのところって、ずっと議題に上がってきていて、欲しい方に情報が届いていないから、もっと積極的にいってほしいとか、方

法も考えてほしい、SNSをお願いしたいみたいな感じで、結構出ていたんですけども、何か、毎度、お願いしますという感じになりがちだなと思ったので、先ほどのLINEの話とかも具体的に出ていましたし、今あるものをより多くの方につなげるための施策に市全体で取り組んでほしいみたいな内容が入るといいのかなと思いながら、聞いておりました。

以上です。すみません、全般になっちゃったんですけども。

副会長：いえいえ、ありがとうございます。

そうですね、構造的なこと、今ちょっともうそのまま目標1みたいにだけ見ていったんですけども、答申の骨子みたいなところから考えたときに、何をば一んと打ち出すかという、今、委員もおっしゃっていただいたような観点がすごく必要かなと、アピールになるようなところということで、それもまた、いろいろと皆さんのご意見をいただきながら、でも、すごく貴重なご意見をありがとうございます。

事務局：すみません、今、委員さんですけども、こちらの冊子の51ページのところに、実は去年の答申が、お忘れになった方はちょっと。

去年もやっぱり、委員おっしゃったとおり、はじめにの後に、計画全般についてというところがあって、ご指摘のとおり、情報発信についてというのが書かれていて、また、今、委員のご提案だと、こういったところにまた、課題1、課題2、課題3というわけではなくて、1、2、3について全体的に及ぶのでというご意見だったので、ちょっとこちらも参考にしていただいて、課題1、2、3に入れるか、特出しして出すかというののもちょっと併せてご検討いただければと思いますので。

すみません、横入りして申し訳ございません。

副会長：いえ、ありがとうございます。ちょっとこちらのほうの資料によっかかっていたような形でお伺いしちゃいましたけれども、最終形としては、今いただいた、こういう感じになっていくとなったときに、特にここを打ち出すというところだという、今日はその洗い出しといいますか、皆さんからお知恵をいただく時間なのかなと。

委員：情報発信の中に、市民参加型というのを取り入れたらいいと思うんですよ。昔あった川柳ね、あれがなくなったのは非常に残念で、ああいう市民参加型が非常に男女共同参画として受けるんじゃないかと以前から思っていて、何であれ、やめたのかなと。同じものが来ると言われても、そんな、もっとPRすれば、違う分野、違う学校とかね、できるんじゃないかという気はしていたんですよ。もったいないなという気がしました。川柳のあれをやめたのがね。ずっとやってきたのが、3年前か何かにやめちゃったですよ。

ああいうね、それだけじゃないけれども、参加型のやつもやっぱり情報発信の中の一環として、何か考えられるものはないかなとか、それとか、あと地元のテレビとかね。昔、前の市長さんなんかはよく、J:COMか何かのテレビによく、東大和のことを紹介したりしているテレビ番組がありましてね、ああいうのも活用したらいいのかなというような気がいたしますけれども、いろんなことがあると思うんですね。若い人から、若い人によく聞いたほうがいろいろな意見が出てくるんだと思うんですけどもね。

情報発信はもういろんな、さっきの繰り返しになりますけれども、非常にいいことをやっているのにもったいないなと、いつも思います。

以上です。

副会長：ありがとうございます。

委員：情報発信のところで、多分、今、この課題1のところって結構僕の世代なんかが関わるところだと思うんですけども、今LINEでグループをつくったりとか、ママ友とかみんなで、そこでの情報発信というのが結構主になっていまして、やっぱり市の公式LINEを登録している人っているんですけども、いっぱい通知が来るので、結構イベントのこととか、僕が言うと、そんなの来てたんだという人がいます。なので、結構ママ友のLINEで、こんなイベントをやりますよと、僕、周知するようにしているんですけども、それで気づいて来てくれる人も結構います。

なので、量ばかりをするよりも、やっぱりちょっとある程度、情報を発信し過ぎると逆に重要な情報も埋もれちゃうので、先ほどほかの委員さんも言っていたとおり、情報の発信の仕方はちょっといろいろと考える必要はあるかなと思います。

すみません、話がまたちょっと別なんですけれども、今回の出した意見で、担当部署からの回答を踏まえての意見も大丈夫ですか。

事務局：大丈夫です。

委員：学童についても、多分前回の答申、今回でいうと、4年度のピンクのほうを踏まえて、多分今回実施したというような順番になると思うんですけども、ここでたしか学童のことにも触れていたと思うんですね。待機児童とか、充実させてほしいというような。

今回、待機児童がどれぐらいいるのかなということで質問させていただいたところ、80名いらっしゃるということで、保育園のほうは待機児童ゼロというふうに人数ちゃんと載せているけれども、学童のほうはわざわざいるのに人数は載せないのはどうなのかなと、いろいろ学童を増やしたりとかして、対策をしている以上、やはり人数の推移というのは大事な、効果をはかる上で大事なものだと思うので、この数字が分かっているのであれば、そこは載せていただいたほうがいいのかなというのが1点です。

もう一点ありまして、②の今回のかるがもの閉園ですね。これについても、子家センと保育課でそれぞれ回答をいただいていて、それぞれ◎で回答しているんですね。今回、この数字を見ると、2,000人ぐらいが今まで使っていたけれども、その人たちの受皿ってどこにいったのか、正直これだけだと何か、廃止事業となって、分からない。その中で、お互い自分の事業をやっていますよというので◎にしちゃっているのが、すごく違和感がありまして、これってあくまで6年度のやった実績に対して◎というふうに言っているんですけども、今後について課題があるんだとすると、○にしているところとかもあるんですよね、課によっては、今後もっとこういうことを改善しなきゃいけないと。だとすると、実績だけに対して◎という評価をするんじゃないくて、本来は課題があるんだったら、そこもクリアした上で◎にしなきゃいけないのかなと。

なので、そこは本来、これは多分昔質問したと思うんですけども、各課それぞれで、それぞれのルールで回答するのではなくて、6年度の実績に対する評価だけでなく、6年度以降のことも考えての評価をするというふうに、評価基準はやはり統一しないと、これもそれぞれ◎にしていたり、課題があるのに◎にしていたり、課題がクリアできていても、何か評価が◎

だったり、○だったりになっているので、そこは統一していただきたいなというところがあります。

以上です。

副会長：ありがとうございます。

今のご意見について、いかがですか。

事務局：まず、最初にいただいたものに関しては、どちらかというと答申というよりも、主管課のほうに伝えるべき内容かなというふうに思いましたので、そこは適切に主管課のほうに伝えさせていたいただきたいと思います。

2つ目の話は、一応調査をかけるときに、案内としてはさせていただいているんですけども、なかなかそれが全体まで伝わっていないというところが、やはり委員のおっしゃっているとおりでと思いますので、ちょっと評価の仕方の点のつけ方というのを、もう一度、事務局のほうで考えた上で、各課に調査を投げさせていただこうと思います。

すみません、ちょっとこちらも説明とか調査の投げ方を今後検討させていただきます。どうもありがとうございます。

副会長：ありがとうございました。

評価基準のところの整合性とか統一性というところで、提起していただきました。

それでは、先に進ませていただいてよろしいでしょうか。課題2のほうに移ります。

課題2のほうですが、4ページ、5ページですね。4、5ページです。こちらについては、何か今日、特にご意見ですとか、言い忘れたことはございますか。

委員：私は社労士として参加させていただいているので、恐らくここが一番テーマかなと思って、ちょっと一言、意見を言わせていただきます。

いろいろ取り組んでいただいている中、全体的なご意見のところで、東京しごとセンターの共催でとか、もともと市役所だけじゃなくて、いろんな機関だったり専門家と協働してやってくださいなみたいなものが過去出ていたと記憶しているんですけども、そこに取り組んでいただいているなという一方で、実際働く中でハラスメントだったり、働き方、会社はどう伝えたらいいんだろうみたいな、そういうお悩み相談みたいなのところって、実は社労士のほかの分野ではあるんですけども、なかなか法律の相談って、今結構増加しているとお伺いしたんですけども、働き方について、企業のお考えとか、中小企業でよく起こっていることだったり、同業者の方がどういうふうに思っているのかというのを、よく現場で関わっている社労士が、もう少し市の中で何かお役に立てたらいいのかなというのは、ここで思っておりました。

なので、例えばこういうことでお悩みの方に対しての相談からいえる実施だったりとか、情報提供としても、ちょっと課題1に関わるところでもあるんですが、かるがもの件でちょっといろいろと、閉鎖したけれども、ほかのところで対応していますとなったと思うんですけども、今、企業の中でご相談いただいたり、活用されたりしているのが、国のベビーシッター支援みたいな制度で、そこに安価で、企業が福利厚生の一環としてやって、そんなに企業負担も大きくなくて、例えば在宅勤務のときに子供を見てもらうために使えたりとか、病気のときに見てもらえたりとか、市の中で全部カバーしなくても、国の施策とかでもいろいろあるなというふうに思っているの、働き続けるという意味では、いろんなところでヒントになりそうな

ところを企業だったり個人に伝えていくというところが、市でもまたそこに何かしらいろんな専門家が関わったらいいのかなというふうに思いました。

すみません、ちょっとあまりまとまりがないんですが。

副会長：いえ。４ページの（１）の施策と関わって、いろいろと国の事業を利用したり、専門家と連携しながら、支えるような仕組みというので何かできないかなという。

委員：そうですね。ハローワークとか、しごとセンターだけではなくて、いろんな企業の方のご意見だったりとか、解決法っていっぱいあると思うので、何かそこに関わっていただけたらいいのかなと思いました。

副会長：ありがとうございます。

４ページ、５ページのところで、そのほか何か、特にここはですとか、答申の文言の中でキーワードとして入れたいなみたいなことはございますか。

委員：私は、地域を盛り立てるという意味で捉えていまして、確かに市単位でしか考えていなかったんですね。だけど、今伺ったように、いろいろな企業とか、そういう保育とかでも安く、安くというか、ご家族の負担にならない、男性でも行けるような保育とかがあれば、確かにご家庭、共働きもさらに楽になるんじゃないかなというふうに思いまして、では市としてはということでは、そういうちょっと骨組みというか、仕組みづくりをちょっと注力したらいいのかなと、今お話を聞いていて思いました。

何か、今、ずっと市で何とかして、市で盛り上げようというのが何となく思っていたので、ではなく、やっぱりそういう企業とか、いろいろなところから力を借りたほうが、確かにいろいろ回っていくのではないかなというふうには思いました。

以上です。

副会長：ありがとうございます。

もうちょっと広域でつながっていくという発想でということを提言として入れていったらどうなのだろうかというご意見だったかと思います。ありがとうございます。

課題２についてはよろしいでしょうか。まだ、ご意見がおありかもしれないですが、少しだけ進んでいきたいと思います。

課題３のほうで、こちらが６ページ、７ページ、８ページですね。６、７、８です。こちらについていかがでしょうか。

委員：７ページの防災分野への女性の参画というところの主な事業の２１、２２とありますが、２２の避難所運営等への女性の参加の推進ということで、これは実際に具体的な取組というのは、事業の実施とかは書いていますけれども、大事なことは、この中に女性のリーダー、女性のリーダーの登用というのが非常に大事で、随分前から社会的な問題になっているもので、避難所における女性目線のいろんなサポートですね、それにはやっぱり女性のリーダーが絶対必要じゃないかと思うんですが、その辺をちょっと強調したいなというふうな気がいたします。

副会長：ありがとうございます。

７ページの一冊下の㊸の主な事業のところですね。

委員：はい。

副会長：女性リーダーというところの。

委員：女性のリーダーというの、何か登用するような文言にして、ちょっとプッシュしたいなど。ここでは実施訓練とか、事業の実施とか、そういうのを書いていますけれども、女性リーダーの登用ですね。

副会長：キーワードとして、そういった文言を入れてみてもいいんじゃないかというご意見じゃないかと思います。

委員：非常に私は大事なことだと思っています。これは、相当、もう10年以上前から、社会的にも問題になっているところだと思います。

副会長：ありがとうございます。

このところで、地域活動への参画促進というところですか、ほかはいかがですか。

ちょっと今、ここまでのところで、目標1のところでは、主に情報の発信ですとか整理だったり、あるいは加入を上げるというような方策だったり、積極的な働きかけだったりというような、何か情報というところが一つキーワードになってくるのかなというところと、それから課題の1のところについては、待機児童のところと関わってというところの部分と、それからかるがもに関わってのところでの部分で、その評価基準とかの在り方というところについてもご意見があったかなというふうに思います。また、さらなる周知というところが、課題1のところではキーワードになりました。

また、課題2のところでは、市の事業というような部分に限定せずに、いろんな骨組みですとかの事業をちょっと再構築しながら、広域で考えるような仕組みというのを、文言としても入れていったらいいんじゃないかなというご意見だったと思います。

最後、課題の3のところだと、参画というところで、やはり女性のリーダーというか、そういった文言を入れたらどうかというご意見をいただいたかなというのが、ここまでの目標の1に関わっての今日のご意見だったかなと思うんですが、何かそのほか、ちょっと大きく捉えて、今、課題3とか、1つずつになっちゃったところもありますが、大きく捉えて目標1のところ、ちょっとこの視点も大切じゃないかとか、これはとか、ございますか。よろしいですか。

ちょっと、今日はざーっと皆さんのご意見を見ていきながら、キーワードとしてなるもの、あるいは言いそびれてしまったところをちょっと洗い出すというところを中心に進めさせていただいていますので、ちょっと途中でぶちっという感じで切れちゃってて申し訳ないんですが、ちょっと次の目標のほうに移らせていただいて、最後に、あのとき言いたかったんだけどもというふうに戻るような時間を少し取らせていただくということで、前に進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか、そんな進め方で。

目標2「互いの人権を尊重できる環境づくり」について

副会長：それでは、続きまして、目標2番の互いの人権を尊重できる環境づくりにつきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局：目標2、互いの人権を尊重できる環境づくりについてです。資料1の9ページから13ページまでが目標2になっております。

それでは、またお時間を3分ほど設けますので、内容に目を通していただきたいと思います。
お願いします。

— 内容の確認 —

事務局：それでは、お時間になりましたので、目標2について、ご意見や評価していただいた内容を
かいつまんで説明いたします。

まず、9ページ、目標2、課題1ですが、本審議会でも再三話が上がっているに男性へのDVについて、検討の様子が見受けられなく、相談先の設置が困難だとしても、今後の課題に掲載レベルまで引き上げることを検討してもらいたいというご意見があり、そちらのご意見に対しては、去年の答申にも相談業務を整えるようご要望があり、それに応える形で、女性のための悩み事相談の1枠を活用し、今年度から男性からの電話相談の受付を開始し、相談体制の整備を図りました。

課題1では、市民の意識改革をするべく、さらなる周知を続けていく、関係機関との連携も強化するようにするというご意見をいただきました。

また、暴力、ハラスメントの啓発として、商業施設との連携が近隣市に比べて少なく感じる。小平市、武蔵村山市は商業施設に市の情報を常設しているところもある。行かない市役所を推進するのであれば、人が集まる商業施設への協力関係を積極的に進めてほしいというご意見をいただきました。

10ページの被害者に寄り添った相談支援体制の充実の中で、女性の相談についてのご意見は複数いただきました。キャンセル待ちが出るほど需要がある事業なので、実施日数を増やすのが無理ならば時間帯を長くするなど、相談を希望する人に過不足なく対応できる体制づくりを望むというご意見と、昨年に引き続き、女性のための悩み事相談が多くの方に利用されることは評価できる。今後は、相談枠を増やす中で、男性のための悩み事相談を取り入れて、身近な相談体制の整備を図っていただきたいというご意見をいただきました。

こちらの2つのご意見に対しては、今年度からにはなりますが、女性のための悩み事相談を3枠から4枠に増やし、より多くの希望者に対応できるようにしたことと、目標1でも述べましたが、男性からの電話相談を開始したことで、より身近な相談体制の充実を図っております。

11ページの課題2についてですが、ひとり親家庭への支援について、令和6年度はホームヘルプサービスの受益者が1名だったことから、事業の周知が必要であるというご意見を複数いただきました。

次に、12ページの課題3についてですが、学校教育について、さらに子供たちが学びやすく理解しやすいようにしていただく。偏見が生じないようにさらなる周知に努めるというご意見をいただきました。

以上で目標2についての説明を終了します。

それでは、目標2について、時間のほうに限りがございますので、20分程度で答申の骨子について固めていただきたいと思います。

説明のほうは以上になります。

副会長：ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、こちらの目標2のところですか。いかがでしょうか。

委員：女性のための悩み事相談の中に、男性からの相談も今年度から設置したということは、非常にいいことだと思いますが、私も最新の市報、毎月1日号の一番後ろですね、今月の相談という一覧が載っております。最新の9月1日号を確認したところ、やはり女性のための悩み事相談というふうになっておりまして、まさかこれに男性枠が1つ増えたというのは、誰も多分思わないと思うんですね。周知を、これ、どういうふうに、4月1日からなさっているのかなというところと、やはりこれからどういうふうに周知していくか、やはりこれはいい取組なので、皆さんに知っていただきたいというふうに思いますので、そここのところをよろしく願いいたします。

副会長：ありがとうございます。ネーミングが女性のためのという。

委員：そうなんですね。今月の相談を見ても、男性のDVに遭った方が、それを見て、まさかそこで受け付けてくれるとは思わないと思うんです。男性も含むとか、何かそういうふうな、何か周知に工夫をしていただければ、いいかなと思ったんですけども。

副会長：そこら辺のところはどうでしょうか。

事務局：これですね、去年の答申でご指摘を受けて、実はこれ市民生活課のところなので、自分たちのところなので、突貫でやったんです。自分たちでできることはなるべくやりたかったので、業者とも交渉して、1枠設けさせていただいてというところなんですけれども、ただ、大前提としては、女性の悩み事相談というところがあって、やはりまだ男女平等というところは難しいので、女性に寄り添った形でやるというのが本来の事業ですので、その名前というのは、ウィメンズプラザもそうなんですけれども、ウィメンズプラザという東京都にある、あれも、ですけれども、男性もできますみたいな、そここのところをちょっとまねさせていただいてやっているんですけれども。

ただ周知の方法がまだ未成熟というか、SNSとかでやっても、男性も受けられますみたいな、そんな形の周知になっていて、市報のところではどうしても枠の範囲が決まっているので、ちょっと先ほど皆さんからご指摘があったように、周知の方法というのはまだ努力が足りない部分があるので、ちょっとそこで周知ができるようにしていきたいなというふうに思って、実際、1件ほどご相談の問合せがあって、ただ実際にやったときには、ちょっと尻込みされてしまったということもあったりするので、ただ、周知の方法も、今後、実際にそういう方がいらっしゃったので、もうちょっと周知してまいりたいというふうに考えています。

副会長：ありがとうございます。

事務局：ただ、残念なことに、令和6年度の答申なので、7年度がちょっとというところはあるんですけれども。ただ、そういった取組は頑張らせていただきたいと思います。全部が全部できるというものではないんですけれども、ご指摘いただいて、できるものというのはちょっと考えていきたいなというふうには思っています。

以上です。

副会長：ありがとうございます。

委員：半年で1件ですか。

事務局：はい。今のところ1件です。

事務局：そうですね、1件なんですけれども、相談日の前日にちょっとキャンセルされてしまったということがあったんですね。なので、ちょっと実際に相談は、対応はできていなかったんですけれども、ご本人の中でちょっとある程度解決ができたようなお話は見受けられたので、また何かありましたらご相談くださいとはお伝えはしていますので、今後もそういった需要はあるかと思います。

以上です。

委員：これは、ちゃんと読んでいくと、男性でもいいよと分かるようになっていきますか。

事務局：ホームページ等々では、男性も可という形では出しております。ただ、市報だと文字制限が、先ほど説明したとおり、あるので、ホームページ等々でやっぱりそういったところはカバーさせていただくんですが、今、いただいているところではありますが、やはりまだちゃんと皆さんに周知ができていないというのが現状で、課題であるかなとは思っております。

委員：ちなみに、相談員の方というのは女性の方なんですか。

事務局：はい。少し長くなっちゃうんですけども、女性のための悩み事相談って、女性が対面式でやらせていただいているんです。相談員も女性でというところ、遠慮なく話ができるかなというところで、ここで、男性の場合だとちょっと課題があるのは、女性の相談員に対して男性が個室でやるというのが、ちょっとそこが問題だねというところで、そこは私どもで議論をして、まずは男性の相談に関しては、電話でやらせていただくという話で、その相談員さんと直接電話でやらせていただくことで、相談員さんの安心・安全というところもキープしつつ、事業をスタートさせていただいたところです。

委員：ありがとうございます。

副会長：ありがとうございます。

この目標の2が互いの人権ということですので、このところで、女性だけでなく男性の相談というところの体制をというの、1つのキーワードに今年もなりそうだというご意見をいただいたと思います。ありがとうございます。

そのほか。

委員：33番のひとり親家庭のサービスのところなんですけれども、これ、前期のときもちょっとよく分からなかったんですけども、今回もまたよく分からないので、実施状況が、派遣1人で、回数が98回と書いてあるんですけども、それに対してサービスを受けた方が何人いるのか、1人なのか、2人なのか、それを質問したんですけども、それが回答には書いていないんですね。長々と回答の文章はあるんですけども、これは子ども家庭センターですけども、その辺が、周知があまりできていないというので利用者が少ないのか、あるいはこちらに書いてあるように、派遣するための事前の調整や計画書の提出が必要であること、それがネックになっているような書き方をしているので、じゃ、これをもっと簡略化できないとか、何か解決策がなかなか見いだせないような、前期から非常に不透明な事業のような気がするんですけども、一応丸印が1つついているんで、ここで、今後どのように、この事業を必要としている人はかなりいるはずなんですけども、それがちょっと気にはなっています。

以上。

副会長：ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたのは、11ページの㊸の。

委員：33番、はい。

副会長：ところでということですが、こちらについて、事務局のほうで何か補足とかございますか。

事務局：第十次のときの審議会でも、やはりお問合せがあって、この制度というのは、ひとり親家庭になってから2年以内という条件がついていて、やはりまずいろいろ計画書とか、そういった実施に当たり、事前の調整が必要だということで、やはり市独自の制度ではなくて、国や都の制度なので、そっちの中の補助金を活用しつつなので、なかなかやはり、ちょっと自由度が効かない部分があるようなんですね。

例えばそういった部分、民間の業者とかとうまく連携して、スポットで、そのとき、必要なときにできればいいんですけども、ちょっとこれに関しては難しい部分があるので、実際、比較的用户者は少ないかなと思うんですが、そこがやはり大分、ひとり親家庭になられる方というのは、大体比較的准备をされてから、そういったひとり親家庭に移行されている方が結構多いので、比較的那いった近親者、親族の方、そういった方たちを頼るような形を、自分たちである程度、そういった当てにするという言い方はあれですけども、そういう部分を整えてから、そういったふうに移行するような形の方が多いので、意外と利用者数は少ないというようなお話は以前伺いました。

委員：2つ質問があるんですが、2年以内というのは、それは国の事業なんですか。

事務局：恐らく、ちょっとそこは。

委員：今、初めて伺いましたけれども、ひとり親になってから2年間しか制度を使えない。

事務局：2年以内というふうに、以前確認したときはそのように。

委員：ひとり親になったときに、その子供さんがもっと小さかった場合には、2年たったってまだ小さいですから、まだそういう制度を必要としている人はいますよね。

事務局：そうですね。

委員：それと、もう一つ分からないのは、準備されているとおっしゃったけれども、配偶者が例えば突然亡くなったりとかね、それは準備していませんよね。

事務局：そうですね。

委員：そういう場合は該当しないんですか。

事務局：そういった方でも、ひとり親2年以内であれば、該当されると思うんですね。ただ、相談員の、そういった担当者からはそういうお話を以前聞いております。

委員：何か不思議ですね、その制度がね。そのものがね。でも、それをここで言ってもしょうがないですけどもね。分かりました。

副会長：では、㊸の事業に関わってということで、ご質問等々をいただきました。

そのほかのところ、こちらの目標2についてはよろしいでしょうか。

現在のところは、男性に対する配偶者からの暴力というところについては、相談体制というところについてご意見がということで、昨年の答申文を見ますと、前段が、学校教育に関わってというところの視点、そして3点目が、先ほどご質問されたひとり親家庭に対する支援事業等々についてのご意見だったことなども、答申文では骨子として上げられておりますけれども、

今年度、特にここはとかということはございますか。

委員：答申に入れるかどうかというのは、意見は定まっていらないんですが、ハラスメント研修を市の職員の皆さんに行っているところ、9ページの下とか、あと性的少数者の差別に関する研修ということで、13ページにあるかと思うんですが、ちょっとここ数年、あまり内容が変わっていないのかなというのは思っていて、一応ちゃんと計画を立てて、計画のとおりに行っているんだというのは読み取れるんですけども、1回受けたら基本は大丈夫で、管理職は2年に1回と思うんですが、もっと相談窓口とか、実際何か起こったときに、再発防止に動く部分とか、そういったものが、今、市の中であるのでしょうか。

事務局：そういった、相談というのは、人事課のほうに相談がいくような感じになっていて、人事課のほうからそういう、訴えた人の聞き取りと、やったであろう方の聞き取りとかをやって、ハラスメント認定をするかどうかということを含めて、人事課長とか、あと女性の管理職とか、そういった副市長をトップにした女性の課長、人事課長といった、そういったところの会議体があって、それでハラスメントと認定するかどうかの会議体があります。

委員：ありがとうございます。

事務局：そこで審議をしていただいているはずですが。ハラスメントの案件まで持っていく場合は。

ただ、大概は大体その手前で、そういった3者の話し合いによって解決している部分があります。

委員：ありがとうございます。

この研修をやるみたいなのは、企業でももう義務化されているし、結構やっていらっしゃると思うんですけども、だんだん研修をやるということが広がってくると、形だけになってきやすいので、何か例えば今、当事者間での解決というのがあったんですけども、こういうので気軽に声を上げられるような仕組みづくりだったり、そこで上がってきたものを、変わっていくことを踏まえて研修の内容を見直していただくとか、形骸化しないような取組というところで何か入れていただいたら、ありがたいなと思いました。

市の職員の方向けなので、どこまで多そうか、ちょっと分かんないですけども。ありがとうございます。

副会長：そうですね、昨年度のところにも、そのハラスメント研修とかというところの視点ということで、この答申文の文言にも入れていただいていますけれども、今年度のところでも、いわゆる形骸化しないというか、何となくお決まりにならないような何かというようなニュアンスを入れられないかというご意見だったかなと思います。

委員：研修内容の見直しとか、そういうことが入るといいのかなと思いました。

副会長：ありがとうございました。

委員：これ、そもそも全職員といわれているんですけども、実際どれぐらい受けていらっしゃるんですか。ちゃんと全員、受けているんですか。

何かこれだと、人数は、45人受けたと出てくるんですけども。何人の45人なのか、ちょっと分からなくて。

事務局：恐らく延べというか、今年45人なんですけれども、依頼というか、調査の書き方が、受けていない方は受けてというような話になっていて、1回、一通り全員受けたとなったら、また

リセットされて、また受けてというのが主事職とかのものになっていて、管理職に関しては、2年に1回というような形になっていたと思うんですけども、再来週ぐらいに、私、研修を受けるんですけども、そういったスパンでやっているはずですよ。

委員：管理職は2年に1回、全員。

事務局：たしか2年に1回、管理職は全員を対象とした研修を実施しています。

委員：対象にはするということですけども、実際どうなのか。

事務局：今回のやつも基本全員出席なんですけれども、ただ、どうしても都合があつたりすると、そこは出られなくなってしまうので、となると、その方たちは資料の配付で終わってしまうところがあります。

委員：大分、緩めの研修だと思うので、本当にいろいろあつて大変だとは思いますが、ちゃんと取り組もうとしているところは本当にもう毎年やりますし、それ以上にやっているところも、それはトラブルがあるからやっているんですけども、平和なのかもしれないんですが。

会長：ちなみに、私の会社は毎年、全員受けて、eラーニングとかでやっていますけれどもね。

委員：感想を書かせたりとか、結構、

委員：そうそう。

委員：何か、毎年、受けていない人は、受けていますみたいな感じなので。そこがちょっと気になったところです。

会長：こういうのはしつこく、継続してやるしかないんでしょうね。

委員：ちなみに、市のハラスメント研修は、講師の方はこういった方なんですか。

事務局：来週か再来週やる研修の講師というのは、うちのメンタルヘルス相談とかを受けていらっしゃる方がいるんですけども、その方が講師になってやっていただきます。

委員：じゃ、人事課長とかじゃなくて、そういった民間の方がやってくださっているということですか。

事務局：ごめんなさい、資格の名称は分かんないんですけども、そうした資格を持っていられる方が、うちのメンタルヘルス相談とかをやっている方で。

委員：専門家の方がやってくださっているということですね。

事務局：そうですね。その方にもきつと相談っていつていると思うんですよ。市の訴えの、だからそういう情報を収集しつつ、個人情報を取り除いた形で、こういう相談を受けていますとか、こういう対応を話していますとかというのを、講習していただくと思います。前回受けたときは、そんな感じだったので、恐らく今回もそのような形の、継続的に私どもに講習していただいていると思います。

委員：ありがとうございます。

副会長：ありがとうございました。

市の中でどんな持ち方をしているのかという研修について、ご質問をいただきましたけれども、ハラスメントを受ける側の人が、ハラスメントと感ぜないためにどういうふうなことが学べるのかということもすごく大事だなと思いますが、そういったような研修が行われていることを審議できたというように思います。ありがとうございました。

目標３「男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実」について

副会長：それでは、先ほど事務局から大体時間の目安としておっしゃっていただいた時間になってまいりましたので、目標の２については、ちょっと一旦ここで切らせていただきまして、続いて目標の３のほうについて、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局：目標３、男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・充実についてです。

資料１の１４ページから１８ページまでが目標３となります。

３分ほどお時間を設けますので、目標３の内容をご確認ください。

— 内容の確認 —

事務局：では、お時間になりましたので、ご意見や評価していただいた内容をかいつまんで説明いたします。

１４ページ、目標３についてですが、連絡会議のチェックは、事業達成に大変重要で、引き続きしっかり評価してくださいとのご意見をいただきました。

課題１のご意見についてですが、キャリア教育として、キャリアパスポートが実際どのように活用されたか、役立った例などを情報共有できるのであれば、子供の学習教育に対しての保護者の意識の向上、または協力を見込むことが期待できるというご意見がありました。

１５ページ、男女共同参画に関する学習機会の提供についてですが、男女共同参画図書展の実施は興味深いものの、展示冊数に対して限定的な利用率にとどまった、貸出数が少なかったことに、市民の意識を解くヒントがあるのではないかと。男女共同参画に対するアプローチの変革が必要かもしれないというご意見をいただきました。

１６ページ、課題２に対するご意見の中に、男女比率が５０％、５０％を目指す市でもよいと思うというご意見も含め、男女比率のご意見については、様々なご意見をいただきました。

審議会等の男女比率の目標値４０％を早く達成すべき努力が必要であるというご意見もいただきましたが、市としても引き続き目標値を達成できるように努力していきたいと考えております。

なお、具体的な数字については、資料３でまとめてありますので、審議する際にご利用ください。

そのほかの意見としては、委員の女性比率についても、駅付近の民間会議室の利用や会議日時の工夫、オンライン出席の環境整備で、女性の審議委員が参加しやすい工夫ができないかというご意見をいただきました。こちらについても、女性の委員が参加しやすい環境づくりを進めていきたいと考えております。

１８ページの庁内推進体制の充実について、男女共同参画拠点の設置に向けた実践的な取組を図っていただきたいというご意見をいただきました。こちらについては、市では公共施設の再配置計画を現在検討していることから、新たな拠点を設置するのではなく、実施可能な男女共同参画事業を充実するための取組を引き続き検討していきたいと考えております。

以上で、目標３についての説明を終了します。それでは、目標３について、２０分程度ご審

議いただき、答申の骨子についてこの場で固めていただきたいと思います。

事務局からは以上になります。

副会長：ありがとうございます。

それでは、この目標3についても課題に限らず、全体でご意見を募りたいと思います。いかがでしょうか。

委員：55番かな、男女比率の件で、これ、30%ぐらいしか女性がいないというのを40%まで伸ばしたい、目標を40%ということで、回答のほうが市民生活課なので、努力をしますという、これ、具体的にどういう努力をするのかよく分からないですけれども、資料3の男女共同参画推進審議会、この審議会は過半数、女性が存在しているんですが、そのほかの比率が少ないところをどういうふうにするかというのが多分、40%あるいは半々にいく、目標までいく手段になると思うんですけれども、女性が極めて少ないところは対策をしているのかどうか。

多分、これ毎年変わっていないと思うんですね、人数の割合が。極端に女性の割合が増えていくような審議会ってないような気がするんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

副会長：いかがでしょうか。資料の3についてでしょうか、急激に人数が、女性の割合が増えた審議会というのは、特にはないでしょうか。

会長：ちなみに、増えた審議会は19ありました。逆に減ったのが9つ。一歩進んで、一歩下がるみたいな。もともとの比率が40を超えていないので、減るというのはさらに駄目ということだから。

増えたところは、でも30が50になったりとか、25が42になったりとか、24が38になったりとか、42が56になったりとか、かなり意識されたのかなというところがないことはないですよ。

事務局：どうしてもこのタイミングで、女性委員がやめてしまって、その代わりの方が男性だった、もしくは充て職のところで今まで女性だった方のところが、4月に異動になってしまって男性になってしまったとか、そういった理由で、その逆もしかりなんですけれども、そういう理由で増減というのはここであったというのは、各課のほうから伺っております。

先ほど会長からもお話ありましたとおり、ここでちょっと手持ちの資料で今はぱっと出てこないんですけれども、大きく上がったところは確かに上がったという実績はあるんですが、やはり行って来いというところというのは否めないかなというところではございます。

やはり、引き続き女性、充て職でないところというんですかね、各担当課のほうである程度、男性、女性、呼べる方というのを選択できる、選択できるという表現がちょっと正しいかどうかは分からないんですが、判断できる、そういったところで極力女性を登用したいという意見は、ごめんなさい、これはもう前からある意見ではあるんですが、そういった意見というのは引き続き各課からある一方で、どうしても充て職として、その充て職が男性というところで、なかなか難しいんだよという回答も一部あったりという形ではあります。

副会長：よろしいですか。

委員：はい。

副会長：ありがとうございます。

昨年度の答申文の3段落目に当たるところで、今年度もちょっとさらにここのところの書き

ぶりも、またちょっと工夫していけたらと、男女比率というところについてというご意見だったと思います。ありがとうございます。委員、お願いします。

委員：今の件です。これは、随分前からこの数字載っていて、全然進まないんですよ。幾ら努力しても進まないような感じがするんですけども、だから誰かが意見に書いてあった、ここの会議のように同数にするとか、何か強いメッセージがないと、これは絶対進まないと思っている。もしこれが進めば、東大和は男女共同参画でこういうふうになっていますと、もう全国の市町村にPRができる格好な材料なんです。

だから。ここはね、もっと知恵を出して、充て職のところは、充て職の者が指名することができるような書きぶりがないのかどうかね。何か、充て職を全てしていると、やっぱり男性が多いから、そうなっちゃうんですけどもね。この充て職のところの文面で、その他充て職の者が指名することができる者とか、何かね、そういうのが書いてあればね。

一番いい例が、東京オリンピックのときに、オリンピック委員会の中でちょっと不祥事があって、ぱっと変えまして、女性の方がトップで、男女比率半分、あつという間になりました。だから、これ、やる気があるかないかの話なんです。強い意志があるかないかの話なんです、ここ。今のままだったら、絶対進まないですよ、これは。

それから、もう一つ、ちょっと不思議なのは、この審議委員会から、男女共同参画審議会から防災に1人出しているわけですよ。ずっと今まで女性が出ていたのに、ちょっと私がいらない間に、男性が行っているんですよ。そういう審議するところが、何で女性を防災の委員に出さないんですかね。そこは非常に、この委員としての立場として、ちょっと私はみつともないような気がするんだよね。今までずっと女性が防災委員で出ていたんですよ。私、ちょっといなかった、2年いなかったんですけども、今は彼が行っているけれども、何で女性を出さないのかなと。こういう議論をする場の会議から女性を出していないというのは、ちょっと寂しいですね、私にとって。

それから、もう一つ、前は市の職員の管理職の比率というのが大分議論になったんですけども、これは相当時間がかかるというのは知っているんですけども、この中には、それはもう今はないですね。だから、そういう例えばさっき言った委員会の比率、例えば市役所の管理職の女性の比率、これをどんどん上げれば、全国の市町村のトップにいくぐらいの勢いでやってもらえればね、非常に全国的にPRできると思うんですけども、いかがでしょうか。

副会長：ありがとうございます。

ちょっとこの女性委員の比率を上げていくということについては、ずっと上げていただいているんですけども、そこをさらにちょっと踏み込んで、ちょっと強めの表現のものを骨子に入れたらどうかということ。

委員：そうしないとね、絶対いかないと私は思います。今のままだったら、絶対40にいかないですよ。もっと強いメッセージというか、市のほうから強いメッセージがないと、動かないと思いますよ。そこをちょっと考えてほしいな、強めのコメントを我々は出したいので。

副会長：ありがとうございました。

委員：この委員のところかというと、私は防災会議に出ている、やっぱり、特に市役所の管理職のメンバーって男性がずらっと並んでいるんですね。市長が女性で、この行政委員会ってすごい低

いんですね、21って。だからこれって、申し訳ないけれども、市にやっぱり頑張ってもらわないといけないところかなと思っていてまして、市議会議員の女性の少なさが、結局行政委員会に結局、その議員さんがなったりとかするので、結果少なくなっちゃうと。

この附属機関のほうも、防災会議もそうですけれども、委員総数が多い11番の介護認定とか、そういうところって結構市の職員が5人とかメンバーになっていると思うんですよね。そことか、管理職で女性とかが増えていくことによって、充て職どうこうというのは、もちろんほかの団体もありますけれども、市役所の管理職が増えることによって、かなりここの数字って改善されると思うんですね。そこは、ぜひ市が先頭に立って、こういう委員に立つような女性の方が増えるような機会を増やしてほしいなと思っています。

副会長：ありがとうございます。

市の職員の中の管理職の中で女性をといるところを、今年度、骨子の中で表現として復活させるかどうかというところもまたあるのかなと思いますが、以前、何かシミュレーションで、こうなっているから、今は構成上こうなんだみたいなのが何年か前にあったんですが、ちょっとそこら辺のところ、いろんな委員会の構成にも、今の話が関わってくるというご意見だったかと思うんですけども。ありがとうございます。

目標3について、そのほかご意見等。

委員：目標3の男女共同参画とか、人権教育とか、目標2の暴力の男女間におけるとか、自分は前回からいて、やっぱり早期の教育が一番大事だという、大人はもう固定観念があるからといってお話しているんですけども、実際ここにも文章が書いてありますけれども、実際、教育の場にはどういった形で周知といいますか、こういうのが出ているから、ぜひこうしてくださいというのは、教育の現場にはどういう形で伝わるようなことになっているんですかね。

結局、これは教育の場に行って子供たちに教えないと、多分ただ文章だけだと思うので、実際どういう動きで、こういうふうになっていますよ、じゃ、教育の現場でこういうふうに動いてください、こういう教育をしてくださいというのは、市内の小中学校にはどういう形で伝わるのかというのは、ちょっと教えてもらえればありがたいんですけども。

副会長：それは、各教育委員会で答弁をいただくと思うんですけども。

事務局：もちろん、これについては投げて、考えるようにというのはしております。

委員：それは、どこに投げるんですか。

事務局：教育委員会に。

委員：教育委員会なんですか。

事務局：はい。学校というより、教育委員会に投げて、教育委員会のほうから下ろしていただくような流れになっています。あとは、教育委員会って学習指導要領というのがあって、その総合というのかな、何だっけ。

副会長：総則ですか、じゃなくて。

事務局：前の道徳が変わったやつというのは何でしたっけ。何とか授業というところがあって。

委員：道徳みたいな感じですかね。

事務局：昔の道徳みたいなところで、人権の内容が盛り込まれたりというところが。

副会長：総則ではないんですよね。

事務局：総則ではなくて、道徳が変わってなったという、授業のなかに盛り込んでいたりとか、あとは男女の話でいうと、家庭科が今までは女性だったものが、ここにもありましたけれども、保健体育が必修でしたっけ、共にやったりするような感じで等、動いてはきています。

一応、今回のお話とかも、教育委員会のほうにこちらのほうはご指摘させていただいて、それから学校に下りてというふうに、今は考えています。

委員：部局的には、教育指導課が教育委員会を、それでそこから伝わっていくと。

事務局：そうですね。

委員：参考になるかちょっと分からないんですけども、今うちの会社で、中学生の市内の職場体験の受入れを4校、この五、六年ぐらいやっているんですけども、ちょうど私もこういうところに呼んでいただいたので、子供たちにアンケートを最後に書いていただくのに、この項目を入れてみたんです。ちょっとまだ1校しか終わっていないので、これからあと3校あるんですけども、学校さんによって全然違う感じを、印象を受けていて、一中さんなんかは、学校からのお手紙にもこの内容が書かれていたんですけども、五中さんは、子供たちに聞いても全然分かりませんということでしたね。

だから、ちょっとあと3校、全部やる中で、子供たちに聞いてみようと思うんですけども、やっぱり私もその教育のところが一番肝心じゃないかと思いますね。

委員：確かに、教育が一番大事ですよ、このペーパーの中で。もうこの事業というのは時間がかかりますから、時代が変わればまた別だけれども、我々みたいに昭和の初期のやつというとな、なかなか頭の中は変わらないんですよ。

前の、市長とね、よくこの話をしたんだけど、ここで言っているのかな、時代が変わらないと変わりませんねなんて、結論を出していましたがね。やっぱり、今、言ったように、このペーパーの中ではやっぱり教育が一番大事ですよ。

失礼しました。

事務局：一言いいですか。

やっぱり学校の先生に、校長先生によっても考え方が違って、人権の重点指定校というのがあったりして、委員、四中ですか。

委員：四中です。

事務局：実は、今月の頭に、四中の2年生を対象に、私ども、男女の講義をやらせていただいて、エクアドルにつないで。実は、JICAで派遣している女性の方がいらっしゃるんですけども、その方とオンラインをつないで、海外から見た女性の平等についてとか、そういった内容についての講義をさせていただいたりとかして、そうやって四中さんはちょっと熱心だったりするんですけども、やっぱり校長先生が何に重きを置いて、何に取り組んでいくかというのは、やはりちょっと差がある感じ。

委員：分かる気がします。

委員：ありがとうございました。

副会長：ありがとうございます。

今、二人の委員から教育というところをちょっとキーワードに入れながらということで、また委員が生徒の中で調査をされているということで、また結果等々、後日お伺いできればと思

います。

教育という、何か要素も、答申の骨子分の中で、さらにうまく入れて、強化していきたいという、大切なところというご意見をいただいたというところかなと思います。

ということで、目標3のところに関わって、そのほか大丈夫ですか。

今日、ちょっと1回目ということで、大きくご意見として出しそびれていたところや、特に強調したいキーワードというところで、目標1から3まで、ちょっとお伺いしました。ちょっと私の進め方がまずくて、答申文に収れんしていくというところの要素については、ちょっとうまく、また今後、次回以降、整えられていくような感じかなと思うんですが、今日いろんなキーワードを出していただきました。ぜひ、そのところを生かした文章に、今後なっていけばいいかなというふうに思います。

それでは、このような形で進めていくということで、事務局のほうから何かありますか。

事務局：それでは、配付させていただきました、こちらの資料4番、こちらについてご説明をさせていただきます。

本日の審議会で固めていただきました答申の骨子を踏まえて、次回審議会ではこちらのほうで答申の案、こちらをお示しする予定でございます。

しかし、本日欠席された委員が2名いらっしゃいますことから、欠席された委員に対しまして、こちら資料4で意見のほうを10月7日火曜日までに提出いただいて、欠席された委員の意見も参考にさせていただければと思っております。

なお、出席された委員の皆様につきましては、この場でたくさんご意見をいただきましたので、こちらの回答は不要と認識しております。

委 員：欠席者だけ。

事務局：そうですね。あくまでこちらは、こういったものを配付しますよということのご案内になります。

ただ、次回のときに、たたき台をつくらせていただきますので、こちらの答申については、そこで意見を言っていただければいいですので、今回は拾えなかった意見を拾わせていただきたいという、それを踏まえて答申案をつくらせていただいて、次回の会議でまたご出席いただいて、またたいていただければと思いますので、ご協力お願いしたいと思います。

委 員：我々もこれを書くという意味じゃないですか。気がついたことを書いていいの。

いいんでしょう、もう今日の議論は。

委 員：言っていたことはあまり。

委 員：欠席した人ね。

委 員：万が一、何かこれは忘れたということがありましたら。

事務局：そうですね、もし何か忘れていたとか、そういった話があれば、出していただいても大丈夫でございます。

では、事務局からの説明は以上になります。

副会長：ありがとうございました。

そうしましたら、今お話にもありましたけれども、次回、本日の内容に基づいて、審議会で答申案をお示しいただくということになっております。

3 その他

副会長：続きまして、次回審議会開催予定日ということで、事務局、お願いします。

事務局：次回の審議会は、10月21日火曜日の午後7時から、会場は今回と同じ、こちらの301学習室となりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。

副会長：ありがとうございました。

皆さんから何かございますか。

会長から何かありますか。

会 長：いや、また本日も活発な議論をいただきまして、ありがとうございました。

昨年のものもあるので、ちょっとそこからさらに僕たちも進化しなきゃいけないんで、もうちょっと踏み込まなきゃいけないというのと、あとこれの第三次もあと残り4年になるんですね。なので、そこに向けていかに達成していけるかを、私たちが提案できるかというのがあるので、さっき委員からもありましたけれども、やっぱりより具体的にとか、もっと踏み込んでみたいなことを言っていないと、あっという間に4年たってしまうんだろうなということですので、ちょっと今回も工夫がいるかなというように思っています。

引き続き、よろしくお願いいたします。

副会長：ありがとうございました。

委 員：最初、私が冒頭言ったのは、ちょっと誤解されたら困るので、ちょっと補足させていただきたいんですけども、条例にはね、この会議の会長は、審議会を代表し、会務を総理する。それから、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。これは、一般的に審議会って全部こうなっている。だから、ここでさっき言ったのは、副会長は会長を補佐し、ここを読んで今後もやるということによろしいですね。

ちょっと唐突な質問で、皆さんが、何言っているんだろう、あいつはと思われるといけないんで、条例から引っ張って意見を言っていますということで、一言言わせていただきました。

失礼しました。

副会長：ありがとうございます。

今日はもう、あくまで司会者という感じで。会長にばしっと今、締めてくださいましたので。

委 員：ばっちり補佐したということですね。

副会長：でしょうか、皆さん、ご判断をお待ちしたいと思いますが、ありがとうございました。

4 閉会

副会長：これをもちまして、第2回第十一次東大和市男女共同参画推進審議会を終了いたします。お疲れさまでした。

全 員：ありがとうございました。

— 終了 —